

(意見)

主要農作物種子法の廃止を受け、北海道が独自の条例を制定して優良な種子の安定的な生産と普及を図ることは重要であり、素案は今後の議論の土台になるものとして評価します。

しかしながら、条例の基本理念や対象作物、具体的な取り組みなどについて、幅広い道民の十分な理解とコンセンサスがないうまま拙速に条例を制定することは将来に禍根を残す恐れがあります。

農業を基幹産業とし、我が国の食料の安定供給を担う北海道にとって、条例制定への過程は今後の農業や食の安全について考える重要な機会であり、生産者や消費者、事業者が抱く疑問点について、道主催のシンポジウムの開催などを通して議論を積み重ねることが大切であると考えます。

具体的には、以下の3点について要望します。

1. 素案では「主要農作物等」として、稲、大麦、小麦、大豆に加え、小豆、インゲン、エン豆、ソバを対象としていますが、これら8作物に限定せず、道内において作付面積が大きいジャガイモやタマネギなども対象に含めることを検討していただきたい。

2. 「北海道食の安全・安心条例」を踏まえ、北海道で育成された優良種子やそれに関する情報の流出防止、遺伝子組み換え作物など同条例の趣旨に合致しない種子の生産を防ぐ対策を徹底し、ゲノム編集などによる品種改良にも慎重に対応する項目を盛り込んでいただきたい。

3. 種子は人類の共有財産であるという理念の下、在来種や地域限定品種を保護することに加え、農家による自家採種、種子を保存・交換する権利を守ることを明記していただきたい。

以 上